

Ⅱ－2(2)

令和7年度 自己評価

＜保育教諭＞

	評価項目	評価点					平均点
教育保育 理念	子ども一人ひとりの存在とその人の人権を尊重している。	1	2	3	4	5	4.3
	就園児の教育や保育だけでなく、広い地域の子育て支援をする社会的役割がある事を常に意識している。	1	2	3	4	5	3.7
	一人ひとりの成長発達を踏まえ、適切な援助ができる。	1	2	3	4	5	3.1
	一人ひとりの家庭状況を把握し、その子に応じた適切な援助ができる。	1	2	3	4	5	2.8
教育保育 内容	園の教育・保育理念や教育・保育方針を十分に理解し遂行することができる。	1	2	3	4	5	3.7
	園行事を立案し、計画通りに進める。	1	2	3	4	5	2.8
	一人ひとりの成長発達を踏まえつつ、教育や保育指導の領域に基づき、ねらい・内容が適切な年・月・週・日案を立てて実践する。	1	2	3	4	5	2.5
	日誌など提出物を締切日までに提出する。	1	2	3	4	5	3.3
	日々一人ひとりの健康状態を把握するとともに、異常の早期発見に努め、その子の体調に関して適切な配慮ができる。	1	2	3	4	5	3.3
	子ども一人ひとりの発達の姿や興味の対象の実態を把握し、自主的かつ意欲的に活動が展開できるように環境構成に工夫する。	1	2	3	4	5	2.9
	子どもの感性に共感し、共に生活・活動する喜びを分かち合うことができる。	1	2	3	4	5	3.6
	保育教諭としての技術(ピアノ等)を修得し、かつその技術向上に努めている。	1	2	3	4	5	3.1
人間関係	園児・保護者へは笑顔で接し、その時の状況に応じて適切な対応ができる。	1	2	3	4	5	3.9
	保護者に対し、連絡を密に取り、正確にかつ適切に責任を持って伝達する。	1	2	3	4	5	3.1
	地域の方々へも笑顔で接し、地域のこども園理解に積極的に努め、交流を図ることに前向きである。	1	2	3	4	5	3.6
	こども園を円滑に行うために、職員間の相互の連携を適切に図ることができる。	1	2	3	4	5	3.7
	来訪者や電話などの外部者に対し、状況に応じた適切な対処や行動をとることができる。	1	2	3	4	5	3.8

健康安全 管理	災害発生時には、冷静な判断をし、園児の安全を図る為に適切な行動をとることができる。	1	2	3	4	5	3.7
	施設内の彩光・換気・保湿・清潔など環境保健に配慮する。	1	2	3	4	5	3.7
	園児の負傷・疾病の場合、迅速にかつ適切な手当てができる。	1	2	3	4	5	3.6
	こどもの身体を観察する時に、不自然な傷・火傷・身体や下着の汚れ等を併せて観察し、身体的虐待や不適切な養育の発見に努める	1	2	3	4	5	3.8
	虐待が行われている場合には、速やかに上司に報告しこどもの保護に努めるとともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。また、それが困難な場合には、各関係機関との連携を積極的に図る。	1	2	3	4	5	3.6
	施設内の安全を点検し、不都合が生じた場合には、迅速な報告・対応・処置ができる。	1	2	3	4	5	3.5
	施設内外の衛生管理に努め、施設に支障をきたす事態の発生時には迅速な報告・対応・処置に努める。	1	2	3	4	5	3.7
	救急処置に対して積極的に勉強し、適正な行動を取ることができる。	1	2	3	4	5	3.6
その他	国が行う特別保育事業に関して、保育教諭としての自覚を持ち、積極的に取り組むよう努める	1	2	3	4	5	3.3
	子育て支援事業に積極的に取り組む為に、保育教諭自らの資質向上に努める。	1	2	3	4	5	3.5
	地域における子育てニーズを把握し、地域のニーズや重要性に応じることも園実情や状況に応じて、適切に計画し実施する。	1	2	3	4	5	3.2
	保育教諭の資質の向上及び、自己啓発に努めるための研修会には積極的に参加し自己研鑽に努める。	1	2	3	4	5	3.5
	地域におけるボランティア活動に興味を持ち、保育教諭自ら積極的に参加する。	1	2	3	4	5	2.6
							平均点 3.3